

「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について(指針)(案)」及び
「我が国におけるカーボン・オフセットの推進に向けた展望(案)」に対する
意見の募集(パブリックコメント)の結果について

「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）（案）」及び
「我が国におけるカーボン・オフセットの推進に向けた展望（案）」に対する意見の募集の結果について

1. 意見募集の概要

2008年に環境省が策定した「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」（以下「2008年指針」という。）については、その後の社会状況の変化に対応しつつ、カーボン・オフセットを社会全体で取り組む仕組みへと発展させるために見直しを行うこととなり、「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）の見直しに関する検討会」において2008年指針見直しに向けた検討を行った。この検討を行う過程で、カーボン・オフセットを着実に普及・促進させるためには、2008年指針の改訂に加えて、関係機関と連携した政府等による推進施策も必要であるとの認識の下、政府等が今後取り組むべき施策についても検討を行った。検討会での議論を受けて「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）（案）」及び「我が国におけるカーボン・オフセットの推進に向けた展望（案）」を策定し、以下のとおり意見の募集（パブリックコメント）を実施した。

募集期間：平成26年3月3日(月)～平成26年3月14日(金)

告知方法：電子政府の窓口（e-GOV）、環境省ホームページ

意見提出方法：電子メール、郵送、FAXのいずれか

2. 提出された意見数

意見数：5団体・個人、16件

3. 提出された意見

パブリックコメントを通じて提出された意見は、次ページ以降のとおり。

パブリックコメントを通じて提出された意見とその回答

「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）（案）」について

意見番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応
1	全般	<p>現行指針には、「カーボン・マイナス」にまでつなげていく、「カーボン・マイナス」を目指す主体的な取組を促進する、「カーボン・マイナス」の定義など、「カーボン・マイナス」についての記述があります。ところが、本件指針案からは、「カーボン・マイナス」という文言が消えています。</p> <p>しかし、現在既に「カーボン・マイナス」を掲げて積極的に取組を行っている自治体等が多数存在します。それにもかかわらず、「カーボン・マイナス」という文言を同案から消したのでは、せつかくのこのような取組を不当に後退させかねないと思います。</p> <p>また、「OECD(2012),OECD Environmental Outlook to 2050,OECD Publishing.http://dx.doi.org/10.1787/9789264122246-en」Chapter 3.4.(第111ページ)も、今世紀後半には、世界のいくつかの地域で「negative emissions」が実現されるという見通しを述べており、「カーボン・マイナス」が必ずしも非現実的な理念であるわけではないと思います。</p> <p>したがって、同案においても、引き続き「カーボン・マイナス」という理念についての記述を残すべきだと思います。</p>	<p>御意見をもとに、カーボン・マイナスについて3ページに追記しました。</p>
2-1	全般	<p>指針の対象となっている「カーボン・オフセット」と、普通名詞あるいは動詞としての「カーボンをオフセットする」との関係性を明確化すべきです。</p> <p>普通名詞で用いる場合、たとえば自分で(あるいは他人の手伝いとして)植林をしたり、省エネ活動にお金を出したりするような行為は、カーボンオフセットでしょう(「・」なし。以下普通名詞の場合は「・」なしで記します)。これは「普通名詞」であるため、環境省が定義すべきものではありません。かなり柔軟性をもったものであるはずですが、そこに排出削減クレジットが介在すべきということもありません(排出権は単なる約束事の付票です)。毎日50円ずつ費やしてオフセットする...という活動だってあるでしょう。これからなされようとする排出削減活動に金銭を投下するというアプローチもあるでしょう。植林にお金を</p>	<p>本指針は、2008年指針と同様に、カーボン・オフセットの適切な推進のために必要となる最小限の規範を示すことにより、関係者による様々な取組や創意工夫を促すこととしています。環境省においては、この考え方に則り、カーボン・オフセットに関する多様な取組を推進しており、ご指摘のような取組の否定は行っていません。</p> <p>また、本指針は制度の仕組みについて</p>

意見 番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応
2-2	全般	<p>すということもあります。これらのより広いカテゴリーの活動は、すべて環境省によって（「自分のカーボンオフセットするため」と発言することすら）否定されるのでしょうか？</p> <p>一方で、指針案の「用語集」で示されているように、「カーボン・オフセット制度」は、「環境省の制度」です。指針のタイトルそのものが、ミスリーディングです。「我が国における環境省のカーボン・オフセット制度のあり方について」でしたら、はっきりしますし、本文中の記述も含めてそうすべきです。</p> <p>懸念されることは、本来「ボランティアな自由な活動」であるべき（ETSのような規制でないという意味です）で、自分のカーボン排出量をオフセットしようとする行為には、広い多様性があるべきです。環境省のガイドラインに沿っていなかったら「すべきでない」というようなものではないでしょう。いろいろなアイデアや考え方がでてきてもしかるべきで、むしろそれを促進させるべきでしょう。それを役所が一定の枠をはめてしまう＝コントロールしようとするのは望ましい方向性ではありません。ETS（排出権取引制度）とは異なるものです。</p> <p>信頼性の確保という目的は理解できますが、まずは「現時点の環境省の制度としては」という但し書きを明確に記述していくことが必要です。指針自体も変化していくわけなのですから。そして、もっと広い「カーボンオフセット」という概念や活動がありうることを明記すべきでしょう。「環境省の制度でさえカーボンオフセットではない」という強引な姿勢は決して望ましくはないと思っていますが、環境省はそうしたいのでしょうか？</p> <p>「カーボン・オフセットとは...」、「カーボン・ニュートラルとは...」と定義する前に、「この制度においては」という但し書きを入れるべきです。これらは明らかに、普通名詞的に使われてきたものです。</p> <p>「カーボン・オフセット」において、「知って」、「減らして」ということを「定義」に「必要条件」として入れることには、かなり大きな違和感があります。そうすることが望ましいということはよくわかりますが、定義に入れ、必要条件とする（＝対象を非常に狭める）ことが、この「制度」として望ましいか、よく考</p>	<p>ではなく、表題のとおり我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について示しています。</p> <p>カーボン・オフセットの基本的なあり方である「知って」、「減らして」については、カーボン・オフセットの多様な取組を推進するという観点から、必要となる最小限の規範として柔軟に運用しています。たとえば、「知って」、「減らして」の部分が明確でない寄付型オフセッ</p>

意見 番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応
2-3	全般	<p>えてみるべきでしょう。少なくとも「必要条件」からダウングレードすべきものかと思っています。いままでの運用上の弊害は検討されましたでしょうか？「望ましい事項」あるいは「ある場合にはアピールできる」というような位置づけにはいかがでしょうか？</p> <p>また、「埋め合わせる」(= (「カーボン・が」付かない) オフセットのこと？) の定義がありません。また「無効化」(これは英語では？ retire？) の取消口座への移転と、償却口座への移転は、「あきらかに意味が異なる」はずですが、その違いを明確化しておくべきではないでしょうか？2012 年末までと、2013 年以降にわけて。また、京都クレジットとそうでないものの差異などを、手続き面と、それが(地球のCO2の増減という点で)何を意味するか？も、きちんと表しておくべきことかと思えます。</p> <p>「カーボン・オフセットの取組」も、漠然とした表現ですので、どこかで定義すべきかと思えます。オフセットのお金を出す人が行うもののでしょうか？オフセットのプログラムのことでしょうか？主語は？など、事例があるとわかりやすいですね。</p> <p>それから「信頼性」が、「誰に対する」ものか？「どういう懸念を払拭することか？」が記されていません。それらを整理しておくべきでしょう。それを明確化しなければ、その方法論の議論に入れないはずで。信頼性の確保は、定義でも意義でもないという位置づけですか？わたしの理解では「環境省のカーボン・オフセット制度の目的」だと思いますが、それならそう書くべきかと思えます。</p> <p>「カーボン・オフセットの取組を推進する意義」と本文中に書かれていますが、これはタイトルにある「カーボン・オフセットの意義」と同じですか？主語が不明確です。本文中の「取組を推進する」意義は、環境省にとっての意義です。一方、「カーボン・オフセットの意義」は、あいまいですが、普通に解釈すれば、「カーボン・オフセットを行うことの意義」であり、主体は市民や企業となります。</p> <p>「... 活動を行うことを推進することにある」とありますが、これは「制度」の意義のことでしょうか？「活動」の意義ではないですね。そのあたりは非常に</p>	<p>トについても、カーボン・オフセットの主な取組として紹介しています。</p> <p>また、埋め合わせについては、10 ページの「オフセットの手続(埋め合わせ)」において説明しています。なお、無効化や取消しの定義については、「国内における地球温暖化対策のための排出削減・吸収量認証制度(J-クレジット制度)実施要綱」を御参照ください。</p> <p>「カーボン・オフセットの取組」については 4 ページ以降に主な取組を紹介しています。</p> <p>信頼性については、カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を構築することが重要と考えます。</p> <p>御意見をもとに、「カーボン・オフセットを行うことの意義」と修正しました。</p>

意見 番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応
		<p>不明確です。制度の意義なら「制度」と明示すべきです。もっとも制度の意義は「信頼性の確保」のような気がしますがいかがでしょうか？各種推進プログラムの意義は活動の推進だと思いますが...</p> <p>本来ガイドラインは、「カーボン・オフセット活動を行うことの意義」を記すべきだと思います。「制度」の意義は、国会や予算獲得時の資料向けではないでしょうか？</p> <p>カーボンオフセット「活動」の「第一」の意義は、オフセットした分のCO2が地球大気から削減される（ことで気候変動緩和に寄与する）...ということではないでしょうか？普通名詞のカーボンオフセットではそうだと思いますが、環境省「カーボン・オフセット制度」ではことなるのでしょうか？</p> <p>「社会の構成員は...」以降は、「意義」ではなく「期待される効果」でしょうが、そこは分けてわかるように記述すべきでしょう。</p> <p>「地域における...」には、途上国など、クレジットの生成プロジェクトのことも明示すべきでしょう。</p>	
2-4	全般	<p>寄付型は、「排出量把握」はどうなっているのでしょうか？できていないのなら「定義により」環境省のカーボン・オフセット制度からは外れますね。それでいいのでしょうか？「主体的活動」も条件化されている現状では、多くの活動が外れると思います。</p>	<p>カーボン・オフセットの基本的なあり方である「知って」、「減らして」については、カーボン・オフセットの多様な取組を推進するという観点から、必要となる最小限の規範として柔軟に運用しています。たとえば、「知って」、「減らして」の部分が明確でない寄付型オフセットについても、カーボン・オフセットの主な取組として紹介しています。</p>
2-5	全般	<p>コスト効率性の観点も必要でしょう。</p> <p>「オフセット(のみ)を行う費用<<信頼性・透明性確保」というコスト構造をどう思うか？という点です。この面のrequirementsが無制限に大きくなって、CO2 排出削減 = オフセット より大きくなったら、何をやっているか分からない、さらには、それによって行動が阻害されます。</p>	<p>海外における ETS 等の法規制による取組においては、コスト効果性の観点から安価なクレジットを用いている一方、我が国の自主的な取組としてのカーボン・オフセットは、企業の CSR や他社</p>

意見番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応
2-6	全般	<p>もともと、排出権を使うことの「そもそも」は、コスト効果性です。自分で行うより非常に安価にできる...というツールなわけで(だからこそ大量にできるわけです) その点がまったく認識されていないと思います(「はじめに」ですら記述されていません！)。</p> <p>環境省は、みずからの(すべての)活動のGHGインベントリーをお持ちでしょうか? その分析は? そして「カーボン・オフセット」は? 他の先進国の環境省や国際機関はすでに行っているところが多いのですが、すくなくともされる予定はないのでしょうか? まず範を示していただかなければ...と思う人は多いと思います。</p> <p>この制度を動かすために費やした費用の総計と、オフセットに使われた費用の総計を計算して発表ください。この政策が効果的かどうか、わかると思います。それこそ、環境省が tax payers に対して確保すべき「透明性」だと思えます。</p>	<p>との商品差別化等の観点から、クレジットが創出された経緯や背景、プロジェクト内容等を重視して比較的高価なクレジットを選択する傾向がみられます。</p> <p>従って、必ずしもコスト効果性の観点からのみカーボン・オフセットが活用されている状況ではありません。</p> <p>政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制等のための実行すべき措置について定める計画(実行計画)において、各省庁の温室効果ガス排出量を公表しています。</p> <p>http://www.env.go.jp/earth/action/index.html</p> <p>また、施策に係る費用については行政事業レビューにおいて公表しています。</p> <p>https://www.env.go.jp/guide/budget/spv_eff/review.html</p>
3-1	カーボン・オフセットに用いられるクレジットの管理	<p>P9(カーボン・オフセットに用いられるクレジットの管理)において、「一方、管理簿等が整備されていないクレジットをカーボン・オフセットに用いる場合には、クレジットを創出するプロジェクトの二重登録、クレジットの二重発行及びクレジットの二重使用の防止が確実になされていることを自ら確認する必要がある。」としています。</p> <p>できれば事例を記載、クレジットの信頼性を確保するため、第三者機関の検証を受けることを明記しておく必要があると思えます。</p>	<p>現時点では、登録簿等が整備されていないクレジットを、カーボン・オフセットを行う者が自ら確認した事例は把握していません。</p> <p>なお、8ページの「カーボン・オフセットに用いられるクレジットの性質」において、第三者機関による検証が行われていることが望ましい旨を記載してい</p>

意見番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応
3-2	カーボン・オフセットに用いられるクレジットの管理	同様に、「非市場流通型クレジット」においても、できれば事例を記載、第三者機関の検証を受けることを明記しておく必要があると思います。	ます。
4-1	(3)カーボン・オフセットの実施に際しての信頼性の確保 カーボン・オフセットの取組について適切な情報提供を行う必要があること (6)カーボン・オフセットの実施に際しての透明性・信頼性の確保 (カーボン・オフセットの実施に際しての透明性の確保)	透明性の確保のために十分な説明が必要とありますが、十分な説明というよりも、世間に理解いただくためのわかりやすい伝え方を検討する必要があるのではないのでしょうか。現在は、誤解を与えないために、「カーボン・オフセットの取組に係る信頼性構築のための情報提供ガイドライン」等では長文の情報提供が求められていますが、当該ガイドライン自体も長文のため、内容を把握しガイドラインに沿った情報提供を行おうとするあまり、表現の文言や内容を迷い、対外的な告知を行わない事業者がおります。また消費者にとってもなじみのない言葉が続く長文の文章では関心が持ちづらいため、ある程度の厳密性を犠牲にしても、わかりやすい説明を行う必要があるのではないのでしょうか。この内容は、「我が国におけるカーボン・オフセットの推進に向けた展望」内の(カーボン・オフセットを推進する上での課題)でも取り上げていただきたいと思います。	「展望」の6ページにおいて、ガイドラインの統合・整理を記載しています。いただいた御意見は、今後、ガイドライン類の統合・整理を進めるに当たっての参考とさせていただきます。

「我が国におけるカーボン・オフセットの推進に向けた展望(案)」について

意見番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応案
3-3	P4 カーボン・オフセットを推進する上での課題	「事業者や一般市民の間においてカーボン・オフセットの認知や理解が十分に進んでいない。」としていますが、主たる原因を解析されているのであれば、簡潔に明記すべきと思います。	御意見をもとに、認知や理解が十分に進んでいない主たる原因を4ページに追記しました。

意見 番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応案
3-4	P6(2) 地域におけるクレジット創出やオフセットの推進体制の強化	<p>「(1) オフセット製品・サービスの流通拡大」の項でも良いと思いますが、ガイドラインのエキスを整理したマニュアルが必要と考えます。マニュアルはNPO や事業者が身近な商品や活動に利用しようとしたときに必要と思われる。</p> <p>また、最近のマッチングやセミナーにおいては商品の展示やPR が主体となっておりつつあります。これも「(1) オフセット製品・サービスの流通拡大」の項でも良いと思いますが、「カーボン・オフセット商品の普及啓発」についても簡潔に明記できないものでしょうか。</p>	<p>ガイドライン類の統合・整理については6ページに記載しています。いただいた御意見は、今後、ガイドライン類の統合・整理を進めるなかで参考にされると考えます。</p> <p>なお、オフセット商品の普及啓発については、5ページのオフセット製品・サービスの流通拡大に記載しています。</p>
3-5	P6「さらに、マッチング業務等をより円滑かつ積極的に実施するため、個別事例についてのケーススタディ等を通じたマッチング専門家を育成する必要がある。」	<p>地域においてマッチングの専門家を育成することは喫緊の課題と思います。ただ、どこかでプロバイダーとの分担を明確にしておく必要があると思います。</p>	<p>本展望に賛同の御意見と理解します。</p> <p>なお、カーボン・オフセットの多様な取組を推進するという観点から、マッチング専門家とプロバイダーとの分担について明確化する必要はないと考えています。</p>
3-6	P7「都市・地域における温室効果ガスの排出削減が促進されるよう、算定・報告・検証(MRV)に関する検討や、都市・地域全体の排出削減が促進される仕組みの構築が望まれる。」	<p>重要な部分であると思いますので、主語を明記し、踏み込んで、「算定・報告・検証(MRV)に関する検討を行い、都市・地域全体の排出削減が促進される仕組みを構築していく必要がある。」としても良いと思います。</p> <p>今後の地域協議会の役割が明確に示されると思います。</p>	<p>都市・地域においては、それぞれの都市・地域が主体性を持って取組を推進していくものであることと、都市・地域全体におけるエネルギーマネジメント等の体制をまず立ち上げる必要があることから、本展望においては「望まれる」としています。</p>
4-2	2.我が国におけるカーボン・オフセットの展望	<p>より具体的な政府としての支援や方策を記載する必要があると考えます。その具体的な対応策として以下を提案しますので記載についてご検討ください。</p> <p>●カーボン・オフセットの概念や取組内容について、説明の厳密性を犠牲にしてもわかりやすく伝えることを優先した、表現を緩めた説明文例などを提示し、また長く解読に時間がかかりがちな「カーボン・オフセットの取組に係る</p>	<p>1ポツについて、ガイドライン類の統合・整理については6ページに記載しており、いただいた御意見は、今後、ガイドライン類の統合・整理を進められるなかで、参考にされると考えます。</p>

意見 番号	該当箇所	意見	意見に対する回答及び対応案
		<p>信頼性構築のための情報提供ガイドライン」の抜粋版等を作成することで、事業者からの取組情報の発信を増やし、マスコミや消費者等の目に触れる機会を増やすとともに、目に触れた消費者の理解促進を図ること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 企業同様に、個人もクレジット購入時に寄附金同様の控除を可能にし、カーボン・オフセットを行う個人を増やすこと。 ● カーボン・オフセット第三者認証基準をグリーン購入法に適応させ、カーボン・オフセットを行う主体を増やすこと。 ● 京都議定書における第二約束期間のCERについての取扱いを早く明確にすることで、カーボン・オフセットを行う主体を増やすこと。 	<p>3 ポツについてはすでに進められている取組であることから、本展望の6 ページにおいては、公共調達におけるグリーン購入を記載しています。</p> <p>なお、本展望はカーボン・オフセットの今後の推進施策についてまとめたものであり、2 ポツ及び4 ポツについては本展望の対象外としています。</p>
5	全般	<p>「カーボン・オフセット」をより早く確実に推進するためには、カーボン・オフセット製品をたくさん市場に投入し一般消費者に「カーボン・オフセット」をもっと認知、理解してもらうことが第一歩ではないでしょうか。</p> <p>日本国内で創出されるクレジットは高価になりがちです。消費財など商品価格に簡単に費用を転嫁できないうちは安価な国連 CDM クレジットを利用して企業負担を減らしてカーボン・オフセットを周知し、十分認知、理解されたところに各製品差別化のために J-クレジットなどで創出方法や地域を特定してはいかがでしょうか。</p> <p>カーボンオフセットが浸透してその付加価値が認められれば費用転嫁し易く、消費者もカーボン・オフセットされた製品を購入している、ならば自分の生活でもできるだけ環境に良いことをしようという意識をもつのではないのでしょうか。その時企業だけではなく一般市民も参加しての地球温暖化対策ができるのだと思います。</p>	<p>カーボン・オフセットの取組はすでに多様な広がりを見せており、また、クレジットの選択においてもすでにカーボン・オフセットを行う主体がカーボン・オフセットに取り組む目的に応じてクレジット価格もしくはクレジットが創出された経緯や背景、プロジェクト内容等を考慮した選択が行われていると考えます。</p>